

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当る日に、
日が休日は、
翌日)

目 次

◇ 条 例

- 恩給の年額の昭和六十年改定に関する条例
- 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例
- 鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例
- 風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

条 例

恩給の年額の昭和六十年改定に関する条例をここに公布する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十九号

恩給の年額の昭和六十年改定に関する条例

(退職年金及び遺族年金の年額の改定)

第一条 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する退職年金又は遺族年金については、昭和六十年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる給料年額にそれぞれ対応する別表の仮定給料年額を退職又は死亡当時の給料年額とみなし、鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号。以下「年金条例」という。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第二条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和六十年四月分以降、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 五十六万二千八百四十八円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつてゐる給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして前条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額いう。)の千分の十に相当する金

額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和六十年四月分以降、その年額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に、在職年の年数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の年額に、退職の日における年齢に応じ年金条例別表第二に定める率を乘じて得た金額

3 年金条例第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の年額とする。

4 前三項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が従前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

5 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和六十年四月分以降、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその年額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

(恩給の年額の改定の場合の端数計算)

第三条 この条例の規定により恩給の年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給の年額に、五十円未満の端数があるときは

これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給の年額とする。

(職権改定)

第四条 この条例の規定による恩給の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和六十年四月一日から適用する。
別表(第一条関係)

| 恩給の年額の計算の基礎となつてゐる給料年額 | 仮定給料年額 |
|-----------------------|-----------|
| 八二〇、九〇〇 円 | 八四九、六〇〇 円 |
| 八五七、三〇〇 | 八八七、三〇〇 |
| 八九四、八〇〇 | 九二六、一〇〇 |
| 九三一、八〇〇 | 九六四、四〇〇 |
| 九六九、六〇〇 | 一、〇〇三、五〇〇 |
| 一、〇一六、七〇〇 | 一、〇二七、八〇〇 |
| 一、〇四三、五〇〇 | 一、〇五二、三〇〇 |
| 一、〇八一、四〇〇 | 一、〇八〇、〇〇〇 |
| 一、一一四、三〇〇 | 一、一一九、二〇〇 |
| 一、一四四、六〇〇 | 一、一五三、三〇〇 |
| 一、一八一、八〇〇 | 一、一八四、七〇〇 |
| 一、二一九、一〇〇 | 一、二二三、二〇〇 |
| 一、二五九、九〇〇 | 一、二六一、八〇〇 |
| | 一、三〇四、〇〇〇 |

一、三〇一、〇〇〇
 一、三五二、五〇〇
 一、三八五、〇〇〇
 一、四二六、九〇〇
 一、四六七、六〇〇
 一、五四八、六〇〇
 一、五七〇、二〇〇
 一、六三三、六〇〇
 一、七一五、四〇〇
 一、八〇七、〇〇〇
 一、八五三、八〇〇
 一、八九八、四〇〇
 一、九六一、九〇〇
 一、九九九、三〇〇
 二、一〇八、一〇〇
 二、一六一、七〇〇
 二、二一八、一〇〇
 二、三二六、三〇〇
 二、四三五、六〇〇
 二、四六三、九〇〇
 二、五五四、二〇〇
 二、六八二、二〇〇
 二、八〇八、八〇〇
 二、八八七、三〇〇
 二、九六三、六〇〇

一、三四六、四〇〇
 一、三九九、五〇〇
 一、四三三、〇〇〇
 一、四七六、二〇〇
 一、五一八、二〇〇
 一、六〇一、七〇〇
 一、六二四、〇〇〇
 一、六八八、三〇〇
 一、七七三、七〇〇
 一、八六八、一〇〇
 一、九一六、四〇〇
 一、九六二、四〇〇
 二、〇二七、八〇〇
 二、〇六六、四〇〇
 二、一七八、六〇〇
 二、二三三、八〇〇
 二、二九二、〇〇〇
 二、四〇三、五〇〇
 二、五一六、二〇〇
 二、五四五、四〇〇
 二、六三八、五〇〇
 二、七七〇、四〇〇
 二、九〇一、〇〇〇
 二、九八一、九〇〇
 三、〇六〇、六〇〇

三、一一八、七〇〇
 三、二七〇、四〇〇
 三、三〇〇、一〇〇
 三、四一八、一〇〇
 三、五六六、八〇〇
 三、七一四、八〇〇
 三、八六一、九〇〇
 三、九五四、五〇〇
 四、〇五三、四〇〇
 四、二四三、九〇〇
 四、四三六、五〇〇
 四、五三三、六〇〇
 四、六二五、五〇〇
 四、八〇八、一〇〇
 四、八八九、六〇〇
 四、九七九、七〇〇
 五、一三九、一〇〇
 五、三〇六、七〇〇
 五、三三九、三〇〇
 五、三七〇、一〇〇
 五、四〇一、〇〇〇
 五、四七三、三〇〇
 五、六一九、二〇〇
 五、七六五、三〇〇
 五、八三七、六〇〇

三、二二〇、五〇〇
 三、三七六、九〇〇
 三、四〇七、五〇〇
 三、五二九、二〇〇
 三、六八二、五〇〇
 三、八三五、一〇〇
 三、九八六、七〇〇
 四、〇八二、二〇〇
 四、一八四、二〇〇
 四、三八〇、六〇〇
 四、五七九、一〇〇
 四、六七九、二〇〇
 四、七七四、〇〇〇
 四、九六二、三〇〇
 五、〇四六、三〇〇
 五、一三九、二〇〇
 五、三〇三、五〇〇
 五、四七三、五〇〇
 五、五〇六、一〇〇
 五、五三六、九〇〇
 五、五六七、八〇〇
 五、六四〇、一〇〇
 五、七八六、〇〇〇
 五、九三二、一〇〇
 六、〇〇四、四〇〇

五、九一一、六〇〇

六、〇七八、四〇〇

恩給の年額の計算の基礎となつている給料年額が八二〇、九〇〇円未満の場合においては、その年額に一・〇三五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、恩給の年額の計算の基礎となつている給料年額が五、九一一、六〇〇円を超える場合においては、その年額に二六六、八〇〇円を加えた額を、それぞれ仮定給料年額とする。

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例をここに公布する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。)第四十八条第一項の規定に基づき、浄化槽保守点検業を営む者について登録制度を設けることにより、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的

とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 浄化槽保守点検業 浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- 二 浄化槽保守点検業者 第三条第一項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- 三 営業区域 浄化槽保守点検業者が浄化槽保守点検業を営む一の市町村の区域をいう。

(登録)

第三条 浄化槽保守点検業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、新たに第一項の登録を受けなければならない。

4 前項の規定による新たな登録の申請があつた場合においては、従前の登録は、その申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、従前の登録の有効期間の満了後新たに登録がなされたときは、その登録の有効期間は、第二項の規定にかかわらず、その登録の日から、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算して五年を経過する日までとする。

(登録の申請)

第四条 前条第一項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 営業区域に係る市町村名
- 五 第十一条第二項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町村名

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 申請者が第六条第一項第一号から第六号までに該当しないことを誓約する書類
- 二 第十一条第三項の規定により備える器具の明細を記載した書類
- 三 営業区域ごとに連携をとつている、又はとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び住所を記載した書類
- 四 その他規則で定める書類及び図面

(登録の実施)

第五条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨

を当該申請者及びその営業区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

3 何人も、知事に対し、浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を請求することができない。

(登録の拒否)

第六条 知事は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 法若しくはこの条例又はこれらに基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
- 三 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの
- 四 第十五条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 五 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
- 六 法人でその役員のうち前各号の一に該当する者があるもの
- 七 第十一条第一項から第三項までに規定する要件を欠く者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

(変更の登録)

第七条 浄化槽保守点検業者は、新たな営業区域を設けようとするときは、知事の変更の登録を受けなければならない。

2 前項の変更の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

3 第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定は、第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは「変更に係る事項及び変更の登録の年月日」と、同条第二項中「その営業区域」とあるのは「新たに設けられる営業区域」とそれぞれ読み替えるものとする。

(変更の届出)

第八条 浄化槽保守点検業者は、前条第一項に規定する場合を除くほか、

第四条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定は、前項の規定による届出に係る登録について準用する。この場合において、第五条第一項中「前条第一項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号」とあるのは、「変更に係る事項及び変更の年月日」と読み替えるものとする。

(廃業等の届出)

第九条 浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

ればならない。

一 浄化槽保守点検業を廃止したとき。 浄化槽保守点検業者であつた者

二 死亡したとき。 その相続人

三 法人が合併により消滅したとき。 その役員であつた者

四 法人が破産により解散したとき。 その破産管財人

五 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき。 その清算人

(登録の抹消)

第十条 知事は、前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 知事は、前項の規定により登録を抹消した場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を前条の届出をし、若しくはすべきであつた者又は当該浄化槽保守点検業者であつた者及びその営業区域であつた区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。

(営業所の設置等)

第十一条 浄化槽保守点検業者は、県内に営業所を設置しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

ばならない。

4 浄化槽保守点検業者は、前三項に規定する要件を欠くこととなつたときは、二週間以内に当該要件が満たされるよう必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施)

第十二条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い若しくは実地に監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行った場合において、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに浄化槽管理者及びその者が浄化槽の清掃を委託している場合にあつては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

(標識の掲示)

第十三条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十四条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第十五条 知事は、浄化槽保守点検業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第三条第一項の登録又は第七条第一項の変更の登録を受けたとき。

二 第六条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第七条第一項の変更の登録を受けずに新たな営業区域を設けたとき。

四 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 法第十二条第一項の規定による催告に従わず、情状が特に重いつき。

六 前各号に掲げるもののほか、法若しくはこの条例又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 知事は、前項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当該浄化槽保守点検業者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、聴聞を行わないで処分をすることができる。

3 知事は、第一項の規定による処分をした場合においては、その理由を示して、直ちにその旨を当該浄化槽保守点検業者及びその営業区域又は営業区域であつた区域を管轄する市町村長に通知しなければならない。(報告徴収、立入検査等)

第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に、その業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第十七条 次の各号に掲げる登録の申請に対する審査については、それぞれ当該各号に定める額の手料を徴収する。

一 第三条第一項の登録 三万円

二 第七条第一項の変更の登録 二万三千元

(規則への委任)

第十八条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

二 第七条第一項の変更の登録を受けずに新たな営業区域を設けた者

三 不正の手段により第三条第一項の登録又は第七条第一項の変更の登録を受けた者

四 第十五条第一項の規定による命令に違反した者

第二十条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十一条第四項の規定に違反して措置をとらなかつた者

二 第十二条第一項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者

三 第十四条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

1 この条例は、昭和六十年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から三月間は、第三条第一項の登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。この場合においては、その者を浄化槽保守点検業者とみなして、法第十条第三項の規定を適用する。

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十一号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部改正)
 第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十
 二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条ノ二第一項中「百五十六万円」を「百六十一万円」に、「
 八百五十六万円」を「八百六十一万円」に改める。

(恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(昭和四十一年十月
 鳥取県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十九年三月分」を「昭和六十年四月分」に改
 め、同項の表を次のように改める。

| | | |
|--|----------|----------|
| 六十五歳以上の者に給する退職年金 | 九年以上 | 六二六、三〇〇円 |
| | 六年以上九年未満 | 五〇一、〇〇〇円 |
| 六十五歳未満の者に給する退職年金(公務傷病年金に併給される退職年金を除く。) | 九年以上 | 六二六、三〇〇円 |
| | 六年以上九年未満 | 四一七、五〇〇円 |

六十五歳未満の者で公務傷病年金を受けるものに給する退職年金

| | | |
|----------------|--------------------------|----------|
| 遺族年金 | 六年以上九年未満 | 五〇一、〇〇〇円 |
| | 六年以上九年未満 | 四一七、五〇〇円 |
| 退職年金について最短期間以上 | 九年以上退職年金についての最短期間の最短期間未満 | 五六五、九〇〇円 |
| | 六年以上九年未満 | 四二四、四〇〇円 |
| 六年以上九年未満 | 六年以上九年未満 | 三三九、五〇〇円 |
| | 六年以上九年未満 | 二八三、〇〇〇円 |

第二条第四項中「昭和五十九年二月二十九日」を「昭和六十年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(以下「年金条例」という。)
 第二十三条ノ二第一項の規定及び附則第五項の規定は昭和六十年七月一日から、
 第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和四十一年改定に関する条例(以下「昭和四十一年改定条例」という。)
 第二条第一項及び第四項の規定は昭和六十年四月一日から適用する。

(遺族年金の特例に関する経過措置)

3 昭和六十年四月分から同年七月分までの遺族年金の年額に関する改正後の昭和四十一年改定条例第二条第一項の規定の適用については、同項

の表中「五六五、九〇〇円」とあるのは「五五二、二〇〇円」と、「四二四、四〇〇円」とあるのは「四一四、二〇〇円」と、「三三九、五〇〇円」とあるのは「三三一、三〇〇円」と、「二八三、〇〇〇円」とあるのは「二七六、一〇〇円」とする。

(職権改定)

4 前項の規定による遺族年金の年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

(多額所得による退職年金の停止についての経過措置)

5 改正後の年金条例第二十三条ノ二の規定は、昭和六十年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金についても、適用する。この場合において、昭和五十九年六月三十日以前に給与事由の生じた退職年金の支給年額は、恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十五号）第一条の規定による改定後の年額をその退職年金年額として鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例（昭和五十九年七月鳥取県条例第十八号）による改正前の年金条例第二十三条ノ二の規定を適用した場合の支給年額を下ることはない。

6 昭和六十年四月分から同年六月分までの退職年金に関する年金条例第二十三条ノ二の規定の適用については、恩給の年額の昭和六十年改定に関する条例（昭和六十年七月鳥取県条例第十九号）第一条の規定による改定を行わないとした場合に受けることとなる退職年金の年額をもつて退職年金年額とする。

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十二号

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

鳥取県交通安全対策会議条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「八人」を「七人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十三号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年三月鳥取

県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、第一号を削り、同項第二号中「日本住宅公団」を「住宅・都市整備公団」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「農地開発機械公団」を「農用地開発公団」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十二号中「中小企業振興事業団」を「中小企業事業団」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とする。

別表第二第三十号中「日本電信電話公社又は国際電信電話株式会社が行なう公衆電気通信事業」を「電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)による第一種電気通信事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

| | |
|-------|-----------|
| 興南団地 | 鳥取市南吉方二丁目 |
| 吉成東団地 | 鳥取市吉成 |

興南団地 鳥取市南吉方二丁目

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年七月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二十五号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例の一部を改正する条例

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和三十年十月鳥取県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五千九百円」を「六千円」に、「一万円」を「一万三百円」に改め、同条第三項中「四百十円」を「四百四十円」に、「百二十七円」を「百四十円」に、「二百七十七円」を「二百九十七円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例第三条の規定は、昭和六十年四月一日以後に給付の事由が生じた給付並びに同日前に給付の事由が生じた傷病給付年金、障害給付年金及び遺族給付年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に給付の事由が生じたその他の給付については、なお従前の例による。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】